

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役一年六月に処する。
この裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予する。
原審及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、検察官峰逸馬が提出（作成名義は増田豊）した控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護士松下照雄、同齊藤正和が連名で提出した答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。
所論は、要するに、原判決は、本件の公訴事実である「被告人は、昭和五六年七月五日午後一〇時二〇分ころ、千葉県市川市a b丁目c番d号先路上において、A 1（当時三一年）に対し、その右顔面付近を足蹴にして、同人をコンクリートの路上に転倒させる暴行を加え、よつて同人に頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、よつて、同月一三日午前一時二五分ころ、同市e f丁目g番h号所在のB 1病院において、同人をして右傷害による脳硬膜外出血及び脳挫滅により死亡するに至らしめたものである。」との事実について、その外形事実を認定したうえで、被告人の本件行為は誤想防衛に該当して故意が阻却され、また右誤想したことについて被告人には過失も認められないので、被告人の本件行為は罪にならないとして、被告人に無罪を言い渡したけれども、本件を目撃した証人らの証言等によると、被害者が、C 1及び被告人に対し、急迫不正の侵害をなした事実は存在しないばかりか、被告人において右の侵害があるものと誤想するに足る事実すら認められないのであるから、本件は、正当防衛はもちろん誤想防衛の成否を論ずる余地のない事案というべきであるのみならず、仮りに被害者がファイティングポーズのような姿勢をとつたこととがあつたとしても、被告人の本件回し蹴りの行為はやむを得ない反撃行為に当たらないばかりか、相当性を欠くものであり、また、被告人が急迫不正の侵害があるものと誤想したとしても、誤想したこと自重大な過失を含む極めて軽率な判断であつて、誤想したことにつき相当な理由があつたとはいえず、したがつて、誤想防衛は成立しないものであるから、被告人に対し無罪を言い渡した原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認があるとともに、ひいては誤想防衛に関する法令の解釈適用を誤つた違法があるから、原判決は破棄を免れないと主張する。
よつて、所論にかんがみ記録を精査し、当審における事実取調べの結果をも参酌して検討すると、以下において認定するとおり原判決には事実を誤認し、ひいては誤想防衛に関する法令の解釈・適用を誤つた違法があるものと認められる。

一、 A 1のC 1に対する暴行について。

まず、本件の発端となつたA 1のC 1に対する暴行の有無、程度、態様等について検討するに、本件各証拠によれば、

（一）、 本件の被害者であるA 1（当時三歳、以下「被害者」という）は、本件当日の昭和五六年七月五日午後六時すぎころから、知人で日頃から親しくしていたC 1夫妻、D 1夫妻を自宅に招いて飲食を共にし、次いで妻E 1もまじえて右の全員で午後八時ころから近くの同市a i丁目所在のスナック「F 1」に赴き飲酒した。右D 1夫妻は間もなく帰宅したがその後午後一〇時すぎころになり右店内において右C 1の夫と他の客との間にトラブルが生じ、その際聊か酒癖のよくない右C 1がひどく酩酊して右の客とさらにトラブルを生じそうな事態となつたため、被害者が同女をなだめて帰宅させるべく店外に連れ出し、その夫やE 1もこれに続いて店外に出た。また同店経営者G 1、同店従業員H 1も右C 1がひどく酩酊していたので、タクシーを呼んだ方がよいのではなかろうか等と案じて店外に出て、右被害者らの傍に赴いた。

被害者は、右酩酊したC 1を連れ帰るべく同女をなだめながら右「F 1」の店舗前の幅員約七・三メートルの県道を横切り、同店と反対側の同市a b丁目c番d号所在のI 1方倉庫前コンクリート舗装された車寄せ上まで同女を連れて行つたが、そのころ同女の夫が右店内に戻つたのに気付いた同女が、「てめえ出てこい」などといつて自分の夫を罵りながら暴れ出したため、被害者が、「やめなさい」などといつてなだめながら同女の腕を押えるなどすると、今度は同女は被害者に対し「お前、A 1、うるさい」、「放せ」など毒づいて暴れ、被害者の手を振り払おうとするなどして同女と被害者とが揉み合う状態となつたが、そのうち同女は背後にあつた前記倉庫の鉄製シャッターに大きな音を立てて頭部ないし背中をぶつけ、そのまま右コンクリート上に尻もちをつく形で転倒した。

（二）、 右C 1が右のように転倒した経緯について、被告人は原審公判廷にお

二、 急迫不正の侵害があつたとの被告人の誤信について。
次に、急迫不正の侵害があつたとの被告人の誤信の有無について検討するに、
(一)、 まず、本件各証拠による被告人は英国人であり、昭和四八年、英国滞在中の日本人K1と結婚し、同年同女とともに来日し、以来日本に居住しているものであるが、本国において空手を習つていたこともあつて、日本の各種の武道に興味を抱いて空手、居合道、杖道、柔道、中国拳法等を習い、本件当時剛柔流空手三段、居合道三段、杖道二段、柔道一級の腕前を有し、昭和四九年三月以降本件時までL1外語学院で英語の教師をしていたものである。

被告人は、本件当夜、映画を観て地下鉄東西線原木中山駅から自転車で帰宅途中、右「F1」前路上にさしかかつたところ、同所に出たことから前記被害者とC1との揉み合いに気がつき、さらに前記のようにならぬよう被害者の目撃し、被害者が女性に対し乱暴しているものと思ひ込み、同女を助けようとするが、自転車で降りて右兩名に近づきながら日本語で「やめなさい、その人はレディですよ」などと叫び、被害者に背を向ける形で行く途中、被告人が何か勘違いを感ずるに近寄りながら、「なんでもないから、大丈夫ですよ」といい、また前記E1も手を左右に振りながら、「ちがいます」などと注意したけれども、被告人はこれに何の反応をも示さず、尻もちをついて同女の両脇を抱えて助け起こそうとした。しかし、酔つていた同女は立ち上ることができず、「大丈夫ですか」と尋ねた被告人に対し、最初、「助けて」といい、次いで被告人が外国人であるの気が付き、「ヘルプミー、ヘルプミー」と叫んだところ、被告人は同女の手をはなすとして被害者の方を振り返り、両手を胸あたりの高さで被害者の方向に突き出すようにしつつ若干被害者の方に近づき、次いで無言のまま、とつさに靴をはいたままの左足の甲を使って被害者の右顔面付近に対し回し蹴りを加えた。そのため同人はその場に後ろ向きに電信柱が倒れるように(証人J1)あるいは鉛筆が倒れるように(証人M1)転倒し、その際左側頭部をコンクリート床に強打した。被告人は、その後、C1に対し、「大丈夫ですか」などと声をかけ、被害者が後ろ向きに転倒し、同女の妻E1や前記「F1」の経営者G1らがかかり、救急車など騒いでいるのを知りながら、「警察を呼んで」などといつたのち、その場から立ち去つた。被害者は、被告人の右暴行により左側頭部に長さ約一センチメートルの骨折、左硬膜外血腫等の傷害を負い、直ちに近くのB1病院に収容され手術を受けるなど治療を受けたけれども意識が回復しないまま八日後の同月三日脳硬膜外及び脳挫滅により同病院で死亡した。以上の事実を認めることができる。

(二)、 ところで被告人が回し蹴りをした経緯について、原判決は、被告人は、体を右に回転させてA1の方に向きを変え、C1に対して更に攻撃を加えることをはやめるようにという意味で両手を胸の前に上げ、その掌をA1に向けて仕種をしたところ、同人は左足を右足よりやや前に出し、胸の前で両手を拳に握つて左手を前に右手をやや後に構える、いわゆるボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとつたので、同人がC1に対して暴行を加えていたものと思ひ込んでいた。被告人は、これを見て、更にA1がC1のみならず自分に対しても殴りかかってくるものと思ひ込み、同女及び自己の身体を守るため、殴られまいとしてA1の右顔面付近を左足で回し蹴りにしたものであるけれども、被害者は同女や被告人に積極的に攻撃を加える意図まではなかつたものであつて、被告人が見たところのA1の両手を拳に握つて構えた姿勢というのは、むしろ防衛的な身構えの姿勢に過ぎなかつたと認めるのが相当であるから、急迫不正の侵害は存在しなかつたものであるが、しかし被告人は、C1及び自己の身体に対する急迫不正の侵害があると誤想し、その防衛行為として前記左回し蹴りを行つたものである旨判示しているところ、所論は、被害者がファイティングポーズのような姿勢をとり、C1及び被告人に対し急迫不正の侵害をした事実は存在しないばかりか、被告人において右の侵害があると誤想するに足る事実の存在すら認められないから、本件は、正当防衛はもちろん誤想防衛の成否を論ずる余地はない旨主張する。

1、 そこで検討するに、まず被告人の司法警察員に対する昭和五六年七月七日付供述調書中には、シヤツタ一の前に座り込んでいる女性の前行き、そしてそばにいた男の方を見ると、その男は私に向つてボクシングのファイティングポーズを見せたので、自分に対しても暴行を加えて来ると思つた旨の供述記載、被告人の検察官に対する昭和五七年三月一八日付供述調書中には、女を助け起こそうとしたが起きようとする気配がないので手を離し、その直後、もし男が何か攻撃を加えてくるようならば相手を押し返そうという考えから、自分の体を右に回転させて両手を

人E1も、蹴られる直前ではないけれども被告人が割つて入つてきたりろ被害者は見本
手を下げていた旨供述しているけれども、右証人M1も、被害者が手を上げてきたりろ被害者は見本
件に介入してきたという、事の意外な成り行きに注目し、被告人が手を上げてきたりろ被害者は見本
そうとしていたところは、当然被告人及び同女の方に関心が集まるとは思われない
前記証人H1も、絶えず被害者の方ばかりを見ていたわけではなく、被害者の方を
見た時には同人は手を下げていたが、同を見ていない時にはその手が被害者の方を
たかはわからないとも供述しており、また、前記の蹴られる直前に被告人が近
ていたとの供述部分についても、被害者は後記のように蹴られる直前に被告人が近
づいて来て反射的に両手をあげたものであつて、右H1の視力は左眼○・二、右
眼○・一と悪く、前記のように現場は必ずしも明るくはなかつたものであつたか
右の動作を見逃がした可能性はないとは断定し難く、同女の目撃供述が細部まで絶
対的に信用することができるほど正確なものか若干の疑念なしというものでない
E1の前記証言は前記のように被害者が蹴られる直前のことを目撃したものであつて、本
と、また前記証人M1は、N1飯店前路上から本件を目撃したものであつて、本
現場とは若干の距離があり、しかも現場は薄暗く、さらに同人が一方では蹴られ
る前に被害者がどんなことをしていたかについては「見ていない」とも供述してい
るのであり、これらにかんがみると、同人の前記「被害者が手を上げた」とも
見ていない」旨の供述も、これをもつて直ちに被害者が前記ポーズをとらなかつた
と断定する証拠とするにはその証拠価値に疑問があると言わざるを得ないこと、
審証人J1も、所論指摘のとおり被害者が被告人に蹴られて倒れた状況を目撃して
いながら、被害者がファイティングポーズをとつたか否かについて何ら証言す
ころがないけれども、右の事実をもつて被害者が前記のような姿勢をとつたこと
ないと断ずる証拠とはなし得ないこと、以上のような諸点にかんがみると、本
撃証人らの証言をもつて、直ちに被害者が前記のような姿勢をとつたこと
断ずることはできないものと言わなければならない。

5、以上のとおりであつて、被害者は、C1に悪意を抱いて暴行を加えていた
ものではなく、同女に対しては勿論、被告人に対しても暴行を加えるべき動機・原
因は全くなく、またそのような雰囲気もなかつたものであつて、被害者は、被告人
が両手を前に出して近寄つて来たため反射的に両手を胸の前辺りにあげて防禦の
姿勢をとつたものであつて、被告人やC1に対し攻撃を加える意図で右の姿勢をと
たものではないと推認するのが相当であり、これに対し、被告人は、C1が尻もち
をついて倒れるに至つた経緯を全く知らず、そのため自己が目撃した外形状況から
同女が被害者から不法な暴行を受けているものと速断して同女を不法な暴行から救
うべく同女と被害者との間に割つて入つて行つたものであり、被害者が両手を胸の
辺りに上げたのがファイティングポーズの姿勢のように見え、被告人やC1に攻撃
を加えようとしたものと誤認し、自己及びC1の身体を守るため、とつさに回し蹴
りの行為に出たものと認めるのが相当である。

なお、被告人は、被害者と向かい合つた際、被害者は現実に殴りかかつてきた
旨、すなわち、被害者の手拳が自分の方に動いてきた旨供述するけれども（被告人
の原審及び当審公判廷供述）、被告人は、捜査段階ではそこまで供述しておらず
（なお、本件捜査では被告人は身柄を拘束されていない）、被告人作成の前記供述
書においても、「握り締めた両手のこぶしを振り上げた」旨の供述記載があること
に徴すると、被告人の右公判廷供述部分はたやすく信用することはできず、被害
者が被告人に対し殴りかかつてきたとは到底認めることができない。

以上のとおり、本件においては、急迫不正の侵害があつたものとはいえないもの
であるけれども、被告人は、急迫不正の侵害があるものと誤想して反撃行為に出た
ものというべく、結局、この点においては、右と同旨の認定をした原判決に誤りは
ない。

〈要旨〉三、 誤想防衛の成否について。〈/要旨〉

(一)、 右認定のように、本件においては急迫不正の侵害が存在したものと
いえないけれども、右の如く急迫不正の侵害があるものと誤認して防衛行為を行つ
た場合に、右防衛行為が相当であつたときは、いわゆる誤想防衛として事実の錯誤
により故意が阻却され、犯罪は成立しないものと解するのが相当である。しかし、
防衛行為が相当性を欠き、過剰にわたるものであるときは、少なくとも後記のよう
に防衛行為の相当性を基礎づける事実につき錯誤の存しない本件の如き場合におい
ては、事実の錯誤として故意の阻却は認められないものと解するのが相当である。
ただこの場合においては正当防衛との均衡上、過剰防衛に関する刑法三六条二項の

規定に準拠して、刑の軽減又は免除をなし得るものとの解するの相当である（最高裁昭和四一年七月七日第二小法廷決定・刑集二〇卷六号五五四頁参照）。

なお、所論は、誤想防衛が成立するためには、右の相当性のほかに、当時の客観的事実からみて、犯人が認識（誤信）したような急迫不正の侵害があるとする誤想防衛が成立するに必要である旨主張するが、勿論錯誤の有無の認定は慎重になされる必要があることはいうまでもないけれども、所論のようには、誤想防衛が成立する場合であることからの当然の帰結であると言わざるを得ず、前記最高裁判決も右の趣旨に出たものと解するの相当であると考えられる。所論引用の東京高裁判決（昭和三二年七月一八日判決（高刑特報四卷一四・一五号三五七頁））は、その前段において「誤想防衛が成立するのは、犯人の認識した内容（誤想による侵害）が犯人のなした反撃行為を已むを得ない防衛行為と認めさせる程度の急迫不正の事由に該当するものであると認められたことが相当と認められることを要する」と解すべきである旨判示しているが、後段において「しかるに本件の場合のように被告人が相手に反撃に出たような場合は、被告人の認識した内容自体が未だ被告人の反撃行為を必要已むを得ないものと認させる程度の急迫性があるものとは認められない」として誤想による防衛行為であることを否定したものであつて、従つて前段における判示中「犯人がそのような急迫不正の侵害があると認められたことが相当と認められることを要する」とする部分はいわゆる傍論であつて判例としての拘束力を有するものではないと解すべきである。また所論引用の広島高裁昭和三五年六月九日判決（刑集一三卷五号三九九頁）が誤想防衛の成立を認めるにあつて、「しかも被告人の右錯誤については記録上これが同人の責に帰すべき過失によるものとは認められない」と判示していることは所論指摘のとおりにあるけれども、右の判示は誤想防衛の成立を認めて、傷害の訴因（一審は簡易裁判所）につき犯罪は成立しないとして無罪とするに当り、過失犯も成立しない旨を付加判示したものであつて、所論の趣旨で判示したものでないといふ趣旨もあつて、所論の趣旨であるかどうかに疑問があるものと言わなければならない。

以上のとおりであつて、右の所論は採るを得ない。

(二) ところで、右被告人の行為が防衛行為として相当であつたか否かについて検討する。

1、まず、所論は、原判決は、被告人が相手を即時に転倒させる危険性の高い足払いや急所に打撃を与える急所蹴りを用いず、回し蹴りを用いており、しかも本件では被告人は足の虎趾（足の親指爪先裏付け根の堅い部分）を使わず、より威力の劣る足の甲の部分で打つたものであつて、通常打たれた者において簡単に倒れるほど強力なものではなく、現に被害者の右顔面付近には何らの損傷も生じておらず、被害者が転倒したのは、同人が相当酔つていたためと不意打ちであつたためであり、たまたま打ちどころが悪かつた点も重なつて被害者が死亡したものであることと、被告人は相手をひるませて攻撃の阻止を企図したもので、転倒させることまで意図して本件行為に出たものではなく、本件の結果は予想外の結果であつたこと、以上のような事実が認められるとし、被告人が被害者に対し回し蹴りの反撃に及んだ行為は、相互の行為の性質、程度その他当時の具体的な客観的事実を照らして考察するならば、C1及び被告人の身体を防衛するためにやむを得なかつたものと言ふべく、防衛手段としては相当性を有するものであつて、防衛の程度を超えた行為といふことはできない旨判示しているけれども、本件は空手三段の被告人が、被害者を蹴倒す意図のもとに被害者に歩み寄つて、その得意技である左回し蹴りによつて被害者の顔面を狙い打ちし、一方、武術の心得がなく、しかも、何らの準備も防備もしていなかつた被害者は、右を防ぐすべもなく、回し蹴りを右顔面付近にまともに受けて棒倒しの状態で転倒し死亡するに至つたもので、右は単に打ち所が悪かつたなどの事情が重なつた偶然の結果と目すべきものではなく、その際、被害者が仮りにフアイテイングポーズのような姿勢をとつたにしても、被告人において右行為に及ぶ必要は全くなく、これがやむを得ない反撃行為でないばかりか、相当性を著しく逸脱する行為であつたことが明らかであると主張する。

2、本件各証拠によれば、被害者は空手を習得したことがあるものとは窺われ

ず、また当時何らの兇器も所持せざりしに、素手であつたのもあり、前記認定のよるに、
同人が防禦のため、暴行を加へ、死亡するに至らざりしに、素手であつたのもあり、前記認定のよるに、
姿勢をとつて、防衛せよとせ、必殺の打撃を以て、その際、打ちどころにより、危険なものであり、かつて○1連盟において、
撃を以て、防衛せよとせ、必殺の打撃を以て、その際、打ちどころにより、危険なものであり、かつて○1連盟において、
は、その打撃により、危険なものであり、かつて○1連盟において、危険なものであり、かつて○1連盟において、
分には、その打撃により、危険なものであり、かつて○1連盟において、危険なものであり、かつて○1連盟において、
危険なものであり、かつて○1連盟において、危険なものであり、かつて○1連盟において、危険なものであり、
こと（当審公判廷における証人P1の供述）に徴して、急所蹴り、足払いに較べ、
危険性の低いものであるとは必ずしもいへないが、目的で足の甲で蹴りをする場合は、
手を転倒させるつもりはなく、相手を驚ろかす目的で足の甲で蹴りをする場合は、
供述するけれども（被告人の原審及び当審公判供述）、単に驚ろかせるだけで、
のが目的であつたのであれば三段の腕前をもつてすれば、相手の顔面付近に蹴りをする場合は、
させることなく、その直前でこれを止めること等で十分に目的を達するに過ぎない。また、
たものと考えられるのに、顔面付近をねらつて左回し蹴りを行つたものであり、
こと、被告人はとつさに自己の得意技である左回し蹴りを行つたものであり、
回し蹴りを受けた被害者は前記のように尻もちをつくような形ではなく、「電信柱の
が倒れるように」「鉛筆が倒れるように」後方に倒れ、左側頭部をコンクリートの
路面に強打し、致命的傷害を負つたこと、当時被害者は飲酒した後であつたといは
え、さほど酩酊している状態ではなく、C1をなだめるなど同行者の中ではしつ
りしていた方であり（原審証人H1、同E1の各供述）、わずかの衝撃を受けて転
倒するほどは酩酊していなかつたものと認められること、被告人は身長が約一八
○センチメートル（五フィート一インチ）、体重も八〇キログラムをこえるとい
う巨漢であつたから、空手の技を用い足で蹴る以上、ある程度力を加減したとし
も、身長約一六〇センチメートル、体重約六〇キログラムの被害者に対してはな
相当の衝撃を与えることになると思われること、被害者の右顔面付近に挫傷、皮
出血等の怪我が存在したとは証拠上認められないものの、担当医師は当時被害
救命措置に必死だつたため細部まで外傷の確認ができなかった事情があること（
の右顔面に何らの損傷もないことが確認されたものではない事情があること（原
証人Q1の供述）、回し蹴りが前記のように顔面・頭部という身体の枢要部を蹴
ものであるのに制御がむずかしく、絶えず相手を転倒させる危険性を伴う危
である以上、よほどの熟達者でなければ相手を転倒させない程度に確
を制御することはきわめて困難であると思われ、かつて○1連盟において、
者が前記のような構えをしていたにもかかわらず、全く不意を突かれたよう
を受けて転倒し致命的傷害を負つたことは、いかに足の甲の部分で打つた
え、被告人の蹴りが敏速であり、かつ、相当の衝撃力、威力を伴つていた
すものと言わざるを得ず、相手を驚ろかす目的で最低の力で蹴つたとの被
述部分をそのまま信用することはできない。原判決は、足の甲で打つた回
は相手は簡単には倒れない旨及び本件の結果は予期せざる意外な結果であ
示すけれども、足の甲で蹴つた場合であつても、体重が加わつたり、ある
量のある者が足の虎趾を使うのと同じように強いイソパクトを相手に与
な時には相当の威力を有するのであつて、足の甲で蹴つた方が虎趾よりも
るとは必ずしもいへないが、たいし（原審証人R1、当審証人P1の各証言）、
は、空手三段の腕前を有する被告人が、空手について素養があるとは窺
者に対してとつさに空手技の中でも危険な回し蹴りを用い、しかも相手
に命中させたものであり、以上のように蹴つた者の技量、彼我の体格、蹴
位、その時の相手方の状況等によつては、本件のように転倒すること
とは容易に肯認し得るところであり、また、被告人も、場合によれば被害
する可能性のあることも当然認識していたと認めるほかはない。
また、被告人は、当時の状況において回し蹴りをする以外に方法がなかつたとも
供述するけれども（被告人の原審及び当審公判供述）、そもそも空手の技は危
ものであつて社会一般の生活において容易に用いるべきものではないのであ
件において相手方は兇器を所持していたわけでもなく素手であつたものであ
前記のようにフアイティングポーズのような姿勢をとつたに過ぎないのであ
た、被告人は体力的にもはるかに勝り、しかも空手等の武道の修練を積んで
であつて、被害者に対し優位にあつたことが窺われるのであり、相手

声を発するなり、腕を引き続きさし出すなり、回し蹴りをするにしても相手の身体に当てないようにするなりして相手の殴打行為を押し止め、あるいは相手が殴打してきた段階でその腕を払うなり、つかまえるなり、もしくは身を引くなり、防衛のために採るべき方法はいくらかあつたと考えられ、回し蹴りの空手技を用いる以外に方法がなかつたものは到底認めることができない。

3、以上認定のような諸事情のもとにおいては、被告人の本件行為は、明らかに防衛行為としての必要かつ相当の限度を超えたものというべく、相当性を欠くものであることは明らかである。そしてまた、防衛行為としての相当性を基礎づける事実、すなわち、前記のような回し蹴りを行うことについては被告人の認識に錯誤の存しないことも明らかであり、従つて少なくとも右のような事情のもとにおいては、本件行為については誤想防衛は成立せず、いわゆる誤想過剰防衛が成立するに過ぎないものといわなければならない。

結局、被告人の本件行為は防衛行為として相当性に欠けることなく、誤想防衛として被告人の故意が阻却されたとした点において、原判決には、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認ひいては法令の解釈適用を誤つた違法があり、原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。

四、そこで、刑訴法三九七条一項、三八二条、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従い、次のとおり自判する。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和五六年七月五日午後一〇時二〇分ころ、帰宅途中、千葉県市川市a丁目c番d号先路上にさしかかり、酩酊したC1とこれをなだめていたA1(当時三一年)とが揉み合ううち同女が同所倉庫の鉄製シャッターにぶつかつて尻もちをついたのを目撃して右A1が同女に対し暴行を加えているものと誤解し、同女を助けるべく両者の間に割つて入り、同女を助け起こそうとしたものの、同女が立ち上がることができず、次いで右A1の方を振り向き両手を同人の方に差し出して同人の方に近づいた際、同人がこれを見て防禦するため手を握つて胸の前辺りにあげたのをいわゆるボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとり自分に殴りかかつてくるものと誤信し、自己及び同女の身体を防衛しようと考えてとつさに空手技である左回し蹴りをして、左足を同人の右顔面付近に当て、同人をコンクリートの路上に転倒させる暴行を加えて同人に頭蓋骨折等の傷害を負わせ、その結果同月一三日午前一時二五分ころ、同市ef丁目g番h号所在のB1病院において、同人を右傷害による脳硬膜外出血及び脳挫滅により死亡するに至らせたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法二〇五条一項に該当するところ、右は急迫不正の侵害がないのにあるものと誤想したうえ自己及び他人の権利を防衛するために出た行為であるものの、防衛の程度を超えたものであるから同法三六条二項、六八条三号により法律上の減輕をした刑期の範囲内で処断すべきところ、情状について検討すると、本件は前記認定のように、善意から出たものではあるにせよ、被告人が不注意にも事態を誤認したことと端を発し、空手の技を使用して被害者A1を死亡させたものであり、同人は三才の若さで、しかも結婚して間もなかつたものであるの故に、故なく生命を奪われたものであつて、その結果は誠に重大であること、被害者には被告人から本件被害を受けるにつき何らの過失も存しないこと、被害者の遺族に対しては何らの慰謝もなされていないことに徴すると、被告人の刑責は重大であるといわなければならない。他方、被告人は、善意から女性を助けようとして本件に介入したものであり、事態を誤認したことは不注意のそしりを免れないけれども、わが国の生活、習慣さらには国民性等についての認識が十分でなかつたことも誤認をもたらした一因といふべきこと、被告人は日本人を妻として二子をもうけ、来日以来善良な市民として生活してきたものであつて、勿論前科、前歴もないこと等の事情が認められ、以上の情状を考慮して、被告人を懲役一年六月に処し、右の情状により同法二五条一項を適用してこの裁判の確定した日から三年間右の刑の執行を猶予し、原審及び当審における訴訟費用は刑訴法一八一条一項本文により全部これを被告人に負担させることとする。

なお、原審において、弁護人は、被告人の本件行為は正当防衛にあたり、仮にそうでないとしても、被告人は、周囲の者が傍観しているだけで誰もC1を救おうとしなかつたため、キリスト教的隣人愛に基づき、右状況を見すごすことができず本件行為に及んだものであつて、被告人には、他に適法な行為に出ることの期待可能

性がなかつた旨主張するけれども、本件について正当防衛が成立しないことは前記判示のとおりであり、また、被告人が善意から本件に介入したものであることは明らかであるけれども、前記認定のように被害者はC1に不法な暴行を加えていたものでもなければ、周囲の者が所論のように傍観していたものでも毛頭なく、被告人は軽々しく事態を誤認したものであつて、今少し注意を払えば当然本件で生じていた事態を正確に把握し、本件の結果は避け得たものであるのみならず、C1を被害者の暴行から救う意図であつたとしても、当時の状況に照らし、その目的を達成するために、本件行為に出る以外に被告人に他の適法行為に出る期待可能性がなかつたとは到底いえない。

弁護人の主張は採るを得ない。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 佐々木史朗 裁判官 竹田央 裁判官 中西武夫)